

狭あい協議（寄附）今後の流れおよび注意事項

※【必須】は、必ず行っていただく事項です

① “協議結果通知書”の発行

- 後日、土地の確定図面や補助金の対象となる項目が明記された“協議結果通知書”が発行されます。
協議結果通知書は、連絡先（協議書を窓口へ提出した方）に連絡してお渡しします。

② 登記承諾書・印鑑証明書の提出

- 登記承諾書は、岡崎市が分筆登記や所有権移転登記を行う際、法務局へ提出されます。実印の捺印および捨印が必要となりますので、**【必須】印鑑登録証明書を御準備ください。**有効なものであれば、古くても結構です。登記前に住所変更された場合は、新住所のものを再提出していただきます。
- これらの書類は、土地家屋調査士が手配回収します。

③ 撤去・移設工事完了（道路形態築造）の連絡

- 【必須】撤去工事が完了し（寄附部分が道路形態となり）ましたら、下記連絡先までお電話にて御連絡をお願いします。**
- 連絡を受けると、速やかに現場を確認し、問題なければ登記事務へと進みます。地中物の残存（樹木の根、塀等の基礎）、土間コンクリートの一部残存、切土盛土不足等といった不備がよく見受けられますので、そのようなことがないように御注意ください。

④ 抵当権抹消について

- 現在登記されている抵当権について、寄附部分のみの抹消承諾依頼を岡崎市が金融機関へ依頼します。
【必須】土地所有者様から金融機関の取扱い支店の担当者へ、あらかじめその旨お伝えください。
- 寄附部分も含む土地へ**新規で抵当権を設定登記するのはお止めください。**そのためにも、寄附用地内の撤去工事は早期に完了することを徹底してください。やむを得ず抵当権を追加設定する場合は、必ず事前に下記連絡先まで御連絡ください。なお、新規抵当権を追加した場合はその後の事務がかなり遅延することを御了承ください。

⑤ 分筆登記について

- 「道路として寄附する」ということは**「寄附部分が道路形態となっている」のが大原則**です。よって、寄附部分に個人の所有物が残存している間は、岡崎市による分筆登記はできません。また、岡崎市で行う登記事務は、事務の性質上、個人申請と比較して時間を要します。寄附申込時から住所変更された場合は、印鑑登録証明書を再度取得して、提出していただきます。
- 岡崎市で行う登記事務ではスケジュールが合わない場合は、個人申請による寄附部分の分筆をお勧めします（費用は個人負担となります）。

⑥ 所有権移転登記について

- 寄附部分について、道路形態となり、抵当権が抹消され、分筆登記が完了していれば、速やかに所有権移転登記を行います。

⑦ 補助金および奨励金の交付申請

- 【必須】裏面の「補助金および奨励金申請書類の作成方法等」をご確認ください。**
- 補助金一覧表の金額は**上限額**ですので御注意ください。なお、各項目の上限額と見積り内容を照合しますので、各項目の上限額総額と交付決定額は必ず同一となるものではありません。
- 交付時期は**所有権移転登記完了後、1か月程度先の木曜日（祝日の場合は水曜日）**となります。
- 補助金の申請には期限がありますので、御注意ください（期限は協議結果通知書に記載しています）。

⑧ 岡崎市による整備が可能な旨の連絡

- 協議結果通知書の市整備内容欄に整備項目が記載されている場合は、**【必須】岡崎市による整備が可能となった時点（外構工事完了等）で下記連絡先まで御連絡をお願いします。**

⑨ 岡崎市による舗装整備又は御自身による舗装整備と補助金申請

- 御連絡いただいた後、早期の整備を目指しますが、年間約100件の寄附案件を順次整備しておりますので時間がかかります（2年～3年程度）。お急ぎの場合は御自身でアスファルト舗装を施工し、補助金を申請していただくことをお勧めします。
- 境界立会時に、岡崎市と協議申請者様等とで打合せを行った寄附部分の整備内容を変更する場合は（アスファルト舗装を御自身で行う等）、必ず事前に下記連絡先まで御連絡ください。

【連絡先】 岡崎市 住環境政策課 狭あい道路整備係 TEL 23◆6823 Fax 23◆7528
（窓口・電話受付時間は平日午前9時から午後4時まで）

記載例

狭あい道路拡幅整備補助金等交付申請書

(宛先) 岡崎市長

申請者＝補助金の申請者
(領収書の宛名と同じ)

(申請者) 住所 岡崎市十五町二丁目9番地

氏名 狭あい 太郎

電話 090-0123-4567

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

※記入しないで
ください。

岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例の規定に基づく補助金又は奨励金の交付を受けたので、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金等

ア 条例第11条第1項に規定する補助金

イ 条例第11条第2項に規定する補助金

2 協議結果通知書番号及び

第 号 年 月 日

3 交付を受けようとする補助金等の額

金 円

注1 「交付を受けようとする補助金等」は、該当する記号に○を付けてください。

記載例

市費補助事業等実績報告書

(宛先) 岡崎市長

事業者＝補助金の申請者
(領収書の宛名と同じ)

(報告者) 住所 岡崎市十五町二丁目9番地

氏名 狭あい 太郎

電話 090-0123-4567

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

※記入しないで
ください。

年 月 日付け 岡崎市指令住環境第 号で狭あい道路の拡幅整備に関する補助金等の交付決定がありました事業は、次のとおり完了しました。

1 市費補助事業等の名称

狭あい道路拡幅整備事業

2 市費補助金等の交付決定額及び

交付決定額

条例第11条第1項に規定

条例第11条第2項に規定

円

円

精算額

補助事業に要した経費

金

円

3 市費補助事業等の成果

別添の通り

記載例

(宛先) 岡崎市長

請求者＝補助金の申請者
(領収書の宛名と同じ)

(請求者) 住所 岡崎市十五町二丁目9番地

氏名 狭あい 太郎

電話 090-0123-4567

※法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

狭あい道路拡幅整備補助金等支払請求書

岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例の規定に基づき、下記のとおり補助金又は奨励金を請求します。

1 名称
狭あい道路拡幅整備事業(交 岡崎市指令住環境第 号)

2 支払請求額
金 額 百 十 万 千 百 十 円

3 振込先

振込先金融機関	狭あい信用 銀行 金庫 農協 本店 支店 支所
預金の種類	普通 当座 (当該を○で囲む)
口座番号	1234567
フリガナ	キョウアイ クロウ
口座名義	狭あい 太郎

補助金および奨励金申請書類の作成方法等

- で示した箇所に補助金申請者(=工事代金支払者)の事項をご記入ください。
その市は一切記入しないでください。
- 補助金を申請できるのはお一人のみです。事前協議申出者と補助金申請者(工事代金支払者)が異なる場合や、事前協議申出者が複数人の場合は委任状をご提出ください。
- すみ切り用地割計による奨励金を申請できるのは、土地所有者お一人のみです。
共有名義地の場合や土地所有者以外へ交付希望の場合は、委任状をご提出ください。
- 協議結果通知書に記載されている補助金等申請期間までに申請してください。
また、交付申請は一度しかできません。

工事費の補助がある場合

- 補助項目の工事内容がわかる申請者あての「見積書(工事内訳書)」と「領収書のコピー」を添付してください。
- 見積書の工事内容は「一式」とせず、補助項目の単価が明瞭となるように、また、単位が補助項目と同一となるように、施工業者へ依頼してください。各業者独自の書式での書き方が難しい場合は、「工事内訳書」の様式を利用することをお勧めします。
- 撤去費のみ申請される場合は、撤去工事完了後、撤去費および撤去費を申請される場合は、全ての外費工事が完了後、速やかに書類を提出してください(申請は一度のみ)。
- 提出方法は、①申請者による提出、②郵送、③施工業者による提出が一般的です。

市ホームページ掲載「狭あい道路関係様式」のお知らせ

※すべての様式は市ホームページに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

★ 様式・ビジネス 建築・関係 狭あい道路関係 狭あい道路関係様式

岡崎市 住環境政策課 狭あい道路関係係 TEL 23◆6823 Fax 23◆7528